

## **C i L E L 輸入代行利用規約**

本規約は、貴殿が当社（NANTONG CILEL SUPPLY CHAIN CO., LTD.（中国語標記：南通全日通供应链有限公司））において提供する輸入代行サービス（売買手続代行及び業務委託手続代行サービスを含みます。）及びそれに関連する又は付随するサービス（特定の指定先への発送・検品・物流加工・留め置き・ウェブ制作等を含み、これに限られません。）（以下、「本サービス」といいます。）を利用するに際して適用される契約条件（以下、「本条件」といいます。）を示すものです。全てお読みいただき、御不明な点があれば当社に御確認いただいた上で、同意いただける場合には、同意する旨のクリックをお願いしております。

本条件に同意いただけない場合には、大変恐縮ではございますが、本サービスをご利用いただけませんので、御了承ください。

本条件に同意する旨のクリックをしていただいた場合には、貴殿が、本条件全てを理解し、御同意したものとみなされ、以後、貴殿が本サービスを利用されるに際しては、全て本条件が適用されますので、御了承の程、宜しくお願い申し上げます。

また、本規約と同時にファーストトレード株式会社の制定する「CiLEL SYSTEM利用規約」にも同意いただけない場合は、本規約に同意していただいた場合でも本サービスを受けることが出来ませんので、ご留意願います。

### **第1章 共通条項**

本規約は、第1章の共通条項と第2章以下の各サービスにおいて適用される条項にて構成されます。

本章の共通条項は、別段の規定がない限り、本サービス全てのサービス、全ての個別の取引に共通して適用されるものとします。

#### **1 定義**

本規約においては、以下の用語については、以下の通りの意味を有するものとします。

- (1) 「当社」とは、中国法人たる（NANTONG CILEL SUPPLY CHAIN CO., LTD.（中国語標記：南通全日通供应链有限公司））を意味します。
- (2) 「委託先」とは、当社が本サービスを提供するにあたって業務の一部を委託する会社又は第三者を意味します。
- (3) 「本サービス」とは、当社が提供するCiLELサービス（輸入代行サービス（中国売主からの売買手続代行及び中国工場等との業務委託手続代行サービスを含みます。）及びそれに関連する又は付随するサービス（特定の指定先への発送・検品・物流加工・留め置き・ウェブ制作等を含み、これに限られません。））を意味します。
- (4) 「利用者」とは、本サービスの利用者を意味し、貴殿も利用者に該当します。
- (5) 「個別売買」とは、本サービスに基づく輸入代行サービスを利用した商品の利用者と中国売主との間での個別の売買を意味します。
- (6) 「個別業務委託」とは、本サービスに基づく輸入代行サービスを利用した利用者と中国工場等との間での製品供給についての個別の業務委託を意味します。
- (7) 「中国」とは、中華人民共和国を意味します。
- (8) 「中国売主」とは、利用者が本サービスを利用して商品を購入するに際しての売主を意味します。
- (9) 「中国工場等」とは、利用者が本サービスを利用して業務委託により製品の供給を受けるに際しての受託者たる工場又は取扱店を意味します。

#### **2 利用者の条件**

本サービスを利用できる者は以下の条件を満たす者に限られます。当該条件を満たして

いない場合には、利用者は、本サービスを利用できず、当社は、利用者の意思にかかわらず、利用者の登録の拒絶又は抹消、本サービスの拒絶又は中断をできるとともに、利用者に損害賠償を請求できるものとします。

- (1) 本サービスを利用できる者は、20歳以上で、成年被後見人、被保佐人、被補助人等の行為能力の制限を受けていない個人、又は実在する法人に限るものとします。
- (2) 本サービスを利用できる者は、適法な事業として又は事業のために本サービスを利用する者に限られ、利用者は、適法な事業として又は事業のためのみに本サービスを利用するものとします。このため、本サービスの利用にあたって、消費者契約法その他の消費者関連の法令の適用を受けることができないことを確認します。
- (3) 本サービスを利用できる者は、本人、代表者、責任者あるいは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当しない者に限られます。利用者は、自らが、反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを保証するものとします。なお、本条における「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団、同法第2条第6号に定義される暴力団員、あるいは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団およびその他の暴力的な要求行為もしくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団または個人をいうものとします。
- (4) 本サービスを利用できる者は、過去に法令違反を犯したことがない者に限るものとします。

### 3 本サービスの概要

1. 本サービスは、大要、利用者が、当社に対して、①中国で販売されている商品を中国売主から購入するため、当社に中国のインターネットサイトを通して又はその他の方法で中国売主からの当該商品の売買手続き及び輸入手続きの代行を委託し、及び／又は②中国工場等に対して利用者の希望する製品を製造委託する手続き及び当該製品の輸入手続きの代行を委託するものです。
2. 当社は、当該手続きに際して、必要に応じて、その裁量に基づき、利用者何らの通知をすることなく、その業務の一部を委託先に委託することができるものとします。ただし、当該委託は、当社の責任のもとで行うものとし、利用者に対しては、当社自身が権利義務を負う者とします。また、当該委託に際しては、当社は、必要な範囲内で、利用者から提供を受けた本サービスに関しての情報（個人情報を含みます。）を共有するものとし、利用者はこれに同意するものとします。
3. 利用者は、中国売主との間で直接に個別売買についての売買契約及び／又は中国工場等との間で個別業務委託についての業務委託契約を締結するのであって、当社はあくまで個別売買及び／又は個別業務委託の仲介のみを行い、契約の当事者とはならず、契約当事者としての権利、義務、責任を負うことを確認します。
4. 本サービス・取引の詳細については下記で規定する通りです。

### 4 利用者登録

1. 本サービスの利用を希望する利用者は、利用者登録をする必要があり、本規約への同意を以て、当社に利用者登録をしたものとみなされます。また、サービスの利用に当たっては同時に別途CiLEL SYSTEMを運用するファーストトレード株式会社が提示する「CiLEL SYSTEM利用規約」に同意していただく必要があります。
2. 利用者は、利用者登録に際して、全て真実を登録しなければならず、当社に対して、全て真実を登録したことを保証します。
3. 利用者は、当社が求める場合には、本人確認書類又はその写しを、当社が求める方法で提供することとします。
4. 当社は、登録された情報及び本人確認書類を確認し、利用者の登録を当社の裁量にて拒否することができるものとし、その場合には、利用者に対して通知します。それに際して、当社が登録拒否の理由を開示することはありません。
5. 利用者登録に際して提供した情報に変更があった場合には、利用者は、速やかにそ

の旨を当社に通知しなければなりません。その際に当社から本人確認書類の提供を求められた場合には、再度、本人確認書類又はその写しを、当社が求める方法で提供することとします。

6. 利用者登録にて提供された情報に、虚偽又は重大な誤りがあった場合には、当社は、利用者の意思にかかわらず、利用者の登録の拒絶又は抹消、本サービスの拒絶又は中断をできるとともに、利用者に損害賠償を請求できるものとします。
7. 当社は、その理由のいかんを問わず、当社の裁量によって、利用者登録の抹消をすることができるものとします。その場合には、当社は、利用者に対して、速やかにその旨伝えるものとしますが、その理由を開示することはありません。

## 5 本サービスにおいて取り扱えない商品

1. 本サービスの利用にあたって、利用者は、下記に列挙する商品の売買又は製品の製造委託を注文してはなりません。
  - (1) 日本への輸入を禁止されている又は禁止される余地がある商品・製品
  - (2) 日本での所持、使用、取引を禁止されている又は禁止される余地がある商品・製品
  - (3) 中国からの輸出を禁止されている又は禁止される余地がある商品・製品
  - (4) 中国での所持、使用、取引を禁止されている又は禁止される余地がある商品・製品
  - (5) 日本又はその他の国において知的財産権を侵害している又は侵害している可能性がある商品・製品
  - (6) 他人の権利を侵害している又は侵害する可能性がある商品・製品
  - (7) 中国からの輸出又は日本への輸入が困難である又は困難であることが予想される商品・製品
  - (8) 公序良俗に反する商品・製品
  - (9) 輸送が困難である又は困難であることが予想される商品・製品  
(例えば、ガラス製品、陶器類などの破損しやすいもの。但し、利用者が自己責任において輸送を希望する場合はこの限りではない。)
  - (10) 輸送中に腐敗・破損の可能性が高い商品・製品
  - (11) 動物・植物・食品・医薬品・化学薬品・武器等、日本・中国における流通又は貿易に関して法規制がある可能性のある分野の商品・製品
  - (12) その他上記に相当する商品・製品
2. 当社は、上記1.に該当する商品・製品が注文されていることが判明した場合には、当社の裁量にて、理由を開示することなく本サービスの拒絶をできるものとし、利用者は、異議を述べることができません。
3. 当社は、利用者が故意に上記1.に該当する注文をしていると判断した場合には、利用者の意思にかかわらず、利用者の登録を抹消し、その後の一切の本サービスを拒絶できることとします。
4. 利用者は、上記1.の該当の有無にかかわらず、利用者自らの判断と責任の下、商品・製品の注文・売買・業務委託を行うものとし、当社は、利用者の注文及び商品・製品受領後の販売に関して一切の責任を負いません。利用者の注文を理由として当社に損害が発生した場合には、利用者は、当社の損害一切を賠償しなければなりません。

## 6 本サービスの手数料

1. 利用者が本サービスの対価として支払う手数料・その他料金（以下、単に「手数料」といいます。）は、本サービスサイト記載の通りとします。
2. 当社が手数料を改定する場合には、予め、利用者へ通知するものとします。
3. 改定後の手数料は、通知後原則として2週間以上の期間において適用されるものとし、適用開始日時についても、上記2.の通知とともに、通知するものとします。ただし、経済情勢の急変、為替の急激な変動等、緊急の事態が発生した場合には、猶予期間をおかずに手数料の改定を適用する場合があります。

## 7 商品・製品の保証

1. 本サービスにおいては、利用者が自ら商品・製品を選択して購入を指示すること及び／又は自ら製品の製造を委託することに鑑み、当社は、利用者が購入・製造委託した商品・製品に関して、当社が自らの過失によって利用者からの注文と異なる種類・量等の商品・製品の購入手続き及び／又は製造委託手続きをした場合を除いて、利用者が購入・製造委託した商品・製品の種類・数量・品質・性能・破損の有無・故障の有無・完全性・法令への適合性、その他一切について、保証しないとともに、瑕疵担保責任も負いません。利用者は、この点について、十分理解しています。
2. 利用者が購入・製造委託した商品・製品に関して、中国又は日本において問題が発生した場合には、利用者は、自らの費用負担と責任の下、自ら対応し、第三者に損害が生じた場合には、損害賠償をしなければならないものとします。ただし、当社は、相当な範囲内で協力するものとします。

## 8 利用者の禁止事項

利用者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 上記2（**利用者の条件**）に該当しない者が本サービスを行うこと
- (2) 利用者登録に際して虚偽の情報を伝えること
- (3) 他人になりすましての本サービスを利用すること
- (4) 上記5 1.に該当する商品・製品を注文すること
- (5) 商品を購入する及び／又は製品を製造委託する意思又は支払能力がないにもかかわらず商品・製品を注文すること
- (6) 犯罪に結びつく行為
- (7) 公序良俗に違反する行為
- (8) 故意又は過失によって当社又は第三者に損害を与えること
- (9) 当社に対する過大な要求
- (10) その他上記に相当する行為

## 9 契約解除

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なく利用者とは当社の間の契約を解除し、利用者登録を抹消し、本サービスの中断・拒絶をすることができるものとします。
  - (1) 利用者が上記8（**利用者の禁止事項**）を行った場合
  - (2) 支払不能、支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき
  - (3) 仮差押、差押（租税滞納処分による差押を含む）を受けたとき
  - (4) 民事執行の申立て又は抵当権実行の申立てを受けたとき
  - (5) 代金支払いの遅滞を3回以上した場合、又は代金支払いの遅滞期間が3か月に及んだ場合
  - (6) 本人、代表者、責任者あるいは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力であると判明した場合、又は本契約の履行が反社会的勢力の活動を助長し、あるいは暴力団の運営に資すると判断された場合
  - (7) 当社が利用者との間で1か月以上連絡をすることが不可能となった場合
  - (8) その他本規約の重大な不履行があったとき
2. 上記1.に基づいて本契約が解除された場合には、当社は、既に注文を受けた商品・製品に関しても、利用者に対して引き渡す義務を負わず、直ちに債権債務について清算するとともに、利用者に対して損害賠償請求をできるものとします。

## 10 契約者の退会

1. 本規約の合意により登録を行った契約者は、所定の方法により本サービスを退会することができるものとします。本サービスを退会した契約者及び当該契約者により本サービス利用を認められた利用者は、契約者の退会の時点から本サービスを利用することができなくなるものとします。  
こちらにお問い合わせください。  
<https://cilel.jp/contact/>
2. 退会にあたり、当社に対して負っている債務（本規約上の債務のみならず、契約者の当社に対する損害賠償債務も含まれますが、これらに限りません。）がある場合は、契約者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務を履行しなければなりません。
3. 契約者が本規約に基づくサービス利用契約の途中で退会した場合でも、当該契約の残期間に対応する利用料金は発生するものとし、当社は、契約者に対し、日割計算等による精算及び返金を行いません。
4. 契約者は、本サービス退会後も、当社に対する本サービスの利用により契約者が負った義務及び債務を免れるものではありません。
5. 当社は、契約者が本サービスを退会した後も、退会した本サービスに係る当該契約者及び当該契約者が本規約に基づき追加した利用者のユーザーアカウント及び当該契約者が当社に提供したデータ等その他一切の情報を保有、利用又は削除することができるものとします。
6. 本サービス退会后、契約者が再度本サービスの登録を希望する際は、再度登録手続を行う必要があります。契約者は再度の登録手続によっても、退会前のデータが引き継がれないことを予め承諾するものとします。
7. 本サービス退会后、当社は、契約者が当社に対し提供した契約者のデータ等その他一切の情報を引渡さないものとし、契約者はこれを異議なく承諾するものとします。

## 11 当社の責任・免責

当社（委託先を含みます。）は、利用者と中国売主・中国工場等との間の個別売買・個別業務委託を取り次ぐのみであり、契約の当事者ではないのであって、個別売買・個別業務委託及びその商品・製品に関して、当社に故意又は重過失がある場合を除いて、契約上及びその他の責任を一切負いません。

## 12 費用等の支払い

1. 当社は、本サービスの利用にあたって利用者が負担すべきであるにもかかわらず当社が立て替えた費用（輸送に際しての検査費用、関税、手数料を含み、これに限られません。）、利用者が賠償すべき当社及び第三者の損害に関しては、発生後直ちに利用者に対して請求できるものとします。
2. 上記1.の場合において、利用者は、当社及び第三者に対して、直ちに請求に対する支払を行わなければなりません。

## 13 遅延

当社は、本規約記載のスケジュールに則り、又は本規約にスケジュールの記載がなくとも速やかに本サービスの履行に努めるものとしますが、日本の年末年始、ゴールデンウィーク、お盆、中国の旧正月等、日本又は中国の行事、さらには、地震・台風等の災害、降雪・水不足等の異常気象、戦争・ストライキ・デモ・法令改正等の事件、車・航空機・船の事故等、あらゆる事情によって、履行が遅延することがあります。このような遅延がある場合があることを利用者は理解するとともに、その場合において、当社は責任を負わないものとします。ただし、当社は、このような事情の発生・遅延について、予め又は判明次第、速やかに利用者へ通知するものとします。

#### 14 秘密情報・個人情報の取扱い

1. 当社は、利用者から取得する個人情報を含む秘密情報について、個人情報保護法その他の法令を遵守し、本サービスの目的以外のために使用せず、善良なる管理者の注意をもって管理します。
2. 当社は、事前及び事後の通知無く、本サービスの目的の範囲内で、利用者から取得する個人情報を含む秘密情報を委託先と共有できるものとします。その場合において、当社は、上記1.の義務を委託先に対しても負わせるものとします。
3. 当社は、裁判所又は行政官庁により適法に開示を求められる場合その他適用法令により開示を義務づけられた情報については、当該開示が義務づけられる範囲の秘密情報を開示することができるものとします。

#### 15 規約の変更

当社は、当社が必要と認めた場合は、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期および内容を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または利用者に通知します。但し、法令上、利用者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で利用者の同意を得るものとします。

#### 16 サービス利用契約上の地位の譲渡等

- (1) 利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
- (2) 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本規約に基づく契約上の地位、本規約に基づく権利および義務並びに利用者の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

#### 17 準拠法

本規約に基づく本サービスその他の関係に関しては、日本法を準拠法とします。

#### 18 紛争解決

1. 全当事者は、本規約に基づく取引その他本規約に関連するいかなる紛争（不法行為、及び他の契約に基づくものではない全ての請求を含みます。）も、友好的に解決することを努力するものとします。
2. 本規約に関するいかなる紛争も、それが両当事者によって協議にて解決できなかった場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄とし、同裁判所にて解決がなされるものとします。

#### 19 誠実協議

全当事者は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈について疑義を生じた事項については、誠実に協議のうえ解決するものとします。

### 第2章 中国売主からの売買手続代行及び輸入代行

本章は、利用者が中国のインターネットサイトでの商品購入を当社に指示し、当社にお

いて当該インターネットサイトを利用して、又はその他の方法で中国売主から当該商品の購入手続きを代行し、利用者が中国売主から直接当該商品を購入する場合の、基本的な輸入代行サービスに関しての条件を規定しています。これに関連し、又は付随するサービスについては、別の章にて規定します。

## 1 注文

1. 上記**第1章4（利用者登録）**に基づいて利用登録を完了した利用者は、当社に対して、当社が指定する中国のインターネットサイトを通して又はその他の方法で中国売主から商品の購入手続きを代行するよう指示することができます。
2. 注文は、利用者が、本サービスの注文サイトのフォームにて必要事項を記入することによって行います。
3. 本サービスの注文サイトのフォームには特記事項を記載する箇所がありますが、利用者が記載した場合には、当社は、可能な限り対応するよう努力するものとします。

## 2 前金の支払い

1. 利用者は、商品の代金のうちの当社が定める割合の金額を前金で支払わなければなりません。
2. 利用者は注文後5日以内に、当社が定める為替レートに基づいて日本円に換算した金額を前金として支払うものとします。
3. 当社において上記**1(注文)**の注文後5日以内に、入金を確認できない場合には、当社は、注文を受けた商品の購入手続きの代行を進める義務を負いません。この場合には、利用者と当社の間で特段の合意が無い限り、利用者による注文は失効されたものとみなされます。
4. 利用者は、前金の支払後については購入手続きのキャンセルをすることはできません。

## 3 注文の受諾、手配

1. 当社は、上記**1(注文)**に基づく注文及び上記**2(前金の支払い)**に基づく前金の入金確認後速やかに、利用者が注文した商品を、利用者が指定した中国のインターネットサイトにて又はその他の方法で購入する手続きの代行を行います。
2. 当社は、利用者が注文した商品を注文時の価格で注文の通り中国のインターネットサイトを通して中国売主から購入できるか否かについて、一切保証しません。
3. 当社は、利用者が注文した商品を注文時の価格で購入できることを確認した際には、直ちに中国のインターネットサイトを通して利用者のために中国売主からの商品を注文し、購入手続きを代行します。
4. 利用者は、上記3.の購入手続きの代行に際して、当社が中国売主から一旦注文した商品を受取り、利用者に対しての発送その他の手続きを行うことを確認・同意することとします。
5. 当社は、商品の注文に際して、利用者から事前の確認を受けることなく、入金の実を以て購入手続きの代行を進めることができます。
6. 当社は、購入手続きの代行の進捗状況について、当社が定める方法で報告するものとします。

## 4 利用者の注文通りの購入ができない場合

1. 当社は、利用者が注文した商品の在庫が無い場合、注文時の価格で購入できない場合、その他利用者の注文通りの購入ができない場合には、速やかに利用者ご連絡するものとします。
2. 上記1.の場合において、購入できない商品が注文の全部であった場合には、当社は、速やかに前金を利用者に返金するものとし購入できない商品が注文の一部で

あった場合には、下記**6(残金の支払い)**に際して精算するものとします。

## 5 商品の所有権・危険の移転・受領

1. 売買の対象となる商品の所有権・危険は、中国売主から利用者に直接移転するものとします。所有権・危険の移転時期については、利用するインターネットサイトの規約その他中国売主との売買契約の条件に基づくものとします。
2. 当社は、中国売主から商品を受領した際には、原則として受領したままの状態を利用者の指定する場所へ転送するものとします。ただし、当社は、外観上容易に分かる種類・数量については確認することがありますが、種類・数量の誤りを発見・指摘することを保証するものではありません。
3. 利用者が、当社に対して特に検品を行うことを希望する場合には、第4章以下にて定めるものとします。
4. 当社は、全ての注文商品の受領後速やかに、発送を行えるように努力するものとします。

## 6 残金の支払い

1. 当社は、発送準備完了後、利用者に対して、その旨の通知をするとともに、商品の代金（前金支払後の残金）及び上記**第1章6(本サービスの手数料)**規定の手数料・送料の合計額の残金を、当社が定める為替レートに基づいて日本円に換算し、上記**4(利用者の注文通りの購入ができない場合)**その他の理由に基づき精算も行った上で、日本円で請求します。
2. 利用者は、請求を受けた後3日以内に、当該請求に従って当社に支払わなければなりません。
3. 当社において請求後3日以内に、上記2.の入金を確認できない場合には、当社は、商品を発送する義務を負いません。この場合には、当社は、1週間以内に代金を支払わない限りは所定の留め置き料が発生し、1か月経過後に商品を処分する旨連絡するものとします。
4. その上で、1週間を経過しても利用者が代金を支払わない場合には、当社は、利用者が代金を支払って当社が商品を発送するまでの間、当社所定の留め置き料を請求できるものとします。当社は、代金・手数料及び当該留め置き料全額の支払いを受けるまで、商品の発送を行わないことができるものとします。
5. 1か月を経過しても利用者が代金を支払わない場合には、当社は、当該商品を自由に廃棄できるものとし、利用者は、これに異議がないものとします。当社が処分を行った場合には、当社は、利用者に対して、処分に要した費用と残金・手数料全額を請求することができるものとします。

## 7 商品の発送

1. 当社において入金の確認後、当社は、利用者が指定する場所へ商品を発送します。ただし、指定する場所によっては、手数料が必要な場合があります。
2. 運送人については、利用者が指定できるものとし、運送に関しての契約上の権利義務・リスク・責任については、利用者が負うものとします。

## 8 利用者による受領

1. 利用者が受領した商品が種類・数量・品質・性能・破損・故障・完全性・法令への適合性、その他の事由によって、瑕疵又は問題があったとしても、当社が自らの過失によって利用者からの注文と異なる商品の購入手続きをした場合を除いて、一切責任を負いません。
2. 利用者が受領した商品が種類・数量・品質・性能・破損・故障・完全性・法令への適合性、その他の事由によって、瑕疵又は問題があったとしても、当社が自らの過失によって利用者からの注文と異なる商品の購入手続きをした場合を除いて、既に



- 支払われた代金・手数料に関して、返金しません。
3. 利用者は、利用者の負担で、当社に対して、中国売主との返品・交換・損害賠償等の交渉を依頼することができるものとします。ただし、当社は、その交渉の成功を保証するものではありません。
  4. 上記3.の費用・支払方法・その他の条件については、別途協議するものとします。

## 9 個別売買の途中での終了

1. 当社は、利用者から注文を受けた後のいずれの段階においても、注文を受けた商品が上記第1章5(本サービスにおいて取り扱えない商品)1.規定の注文できない商品に該当することが判明した場合には、その裁量にて、個別売買の中断をできるものとし、利用者は、異議を述べることはできません。
2. 上記1.の場合において、当社は、前金を利用者に返還する義務を負わないのと共に、利用者に対して損害賠償を請求できるものとします。

## 第3章 中国工場等との業務委託手続代行及び輸入代行

本章は、利用者が、利用者の指示する製品を中国工場等に製造させ供給を受けるため、当社において、中国工場等を紹介し、利用者が中国工場等に対して製品の製造を委託し、供給を受ける手続きを代行する場合の、基本的な輸入代行サービスに関する条件を規定しています。これに関連し、又は付随するサービスについては、別の章にて規定します。

### 1 注文

1. 上記第1章4(利用者登録)に基づいて利用登録を完了した利用者は、当社に対して、中国工場等による製造を希望する製品の仕様・特徴・外観等必要な事項を示して、中国工場等を紹介するよう指示することができます。
2. 当社は、上記1.の利用者による希望に適した中国工場等を検討し、そのような工場等があった場合には、利用者を紹介します。なお、当社は、利用者による希望に適した中国工場等を見つけることができない場合がありますが、そのような場合であっても、何らの責任を負わないものとします。
3. 当社が、利用者に中国工場等を紹介するに際しては、製品代金、納期、その他の個別業務委託の条件を併せて示すものとします。
4. 利用者は、紹介を受けた中国工場等及び個別業務委託の条件を確認して、当該中国工場等に個別業務委託を注文するか判断します。なお、利用者は、検討の結果、個別業務委託を注文しないことができ、その場合には、当社が要した費用を、当社からの請求に応じて速やかに支払わなければなりません。
5. 利用者は、紹介を受けた中国工場等及び個別業務委託の条件に同意する場合には、本サービスの注文サイトにおいて、注文します。なお、注文によって、利用者は、全ての本規約規定の条件及び個別業務委託の条件に同意したものとみなされ、個別業務委託には当該条件が適用されます。
6. 本サービスの注文サイトのフォームには特記事項を記載する箇所がありますが、利用者が記載した場合には、当社は、可能な限り対応するよう努力するものとします。

### 2 個別業務委託の料金（製品の代金）

1. 個別業務委託に関する料金は、その原材料費、加工費、委託料等を含めて、「製品代金」として、人民元で示されるものとし、各個別業務委託において定められるものとします。
2. 利用者は、上記1.の製品代金を、下記3及び7に従って、支払うものとします。

### 3 前金の支払い

1. 利用者は、製品代金のうちの当社が定める割合の金額を、前金で支払わなければなりません。
2. 利用者は、注文後5日以内に、当社が定める為替レートに基づいて日本円に換算した金額を前金として支払うものとします。
3. 当社において上記**1(注文)5**の注文後5日以内に、入金を確認できない場合には、当社は、個別業務委託の手続きの代行を進める義務を負わず、中国工場等もまた、製造に着手することはありません。この場合には、利用者と当社の間で特段の合意が無い限り、利用者による注文は失効されたものとみなされます。
4. 利用者は、前金の支払後については、個別業務委託のキャンセルをすることはできません。

#### 4 注文の受諾、手配

1. 当社は、上記**1(注文)**に基づく注文及び上記**3(前金の支払い)**に基づく前金の入金確認後速やかに、利用者が注文した製品の製造を中国工場等に委託するための注文手続きを行う等、手続きの代行を行います。
2. 当社は、利用者が注文した製品を注文時の条件で注文の通りに中国工場等に委託できるかについて、一切保証しません。
3. 利用者は、上記1.の製造委託手続きの代行に際して、当社が中国工場等から一旦注文した製品を受取り、利用者に対しての発送その他の手続きを行うことを確認・同意することとします。
4. 当社は、個別製造委託の注文手続きに際して、利用者から事前の確認を受けることなく、入金的事实を以て業務委託手続きの代行を進めることができるものとします。
5. 当社は、業務委託手続きの代行の進捗状況について、当社が定める方法で報告するものとします。

#### 5 供給が不可能な場合

1. 当社は、何らかの理由で中国工場等が注文の通りの製品を供給できない場合には、速やかに利用者に連絡するものとします。
2. 上記1.の場合には、下記7の残金の支払い等に際して精算するものとします。

#### 6 製品の所有権・危険の移転・受領

1. 製造委託の対象となる製品の所有権・危険は、中国工場等から利用者に直接移転するものとします。所有権・危険の移転時期については、原則として、中国工場等からの出荷時とします。
2. 当社は、中国工場等から製品を受領した際には、原則として受領したままの状態を利用者の指定する場所へ転送するものとします。ただし、当社は、外観上容易に分かる種類・数量については確認することがありますが、種類・数量の誤りを発見・指摘することを保証するものではありません。
3. 利用者が、当社に対して特に検品を行うことを希望する場合には、第4章以下にて定めるものとします。
4. 当社は、全ての注文製品の受領後速やかに、発送を行えるように努力するものとします。

#### 7 残金の支払い

1. 当社は、発送準備完了後、利用者に対して、その旨の通知をするとともに、製品代金（前金支払後の残金）及び上記**第1章6(本サービスの手数料)**規定の手数料・送料の合計額の残金を、当社が定める為替レートに基づいて日本円に換算し上記**5(供給が不可能な場合)**その他の理由に基づき精算も行った上で、日本円で請求します。
2. 利用者は、請求を受けた後3日以内に、当該請求に従って当社に支払わなければなら

- りません。
3. 当社において請求後3日以内に、上記2.の入金を確認できない場合には、当社は、製品を発送する義務を負いません。この場合には、当社は、1週間以内に代金を支払わない限りは所定の留め置き料が発生し、1か月経過後に製品を処分する旨連絡するものとします。
  4. その上で、1週間を経過しても利用者が代金を支払わない場合には、当社は、利用者が代金を支払って当社が製品を発送するまでの間、当社所定の留め置き料を請求できるものとします。当社は、代金・手数料及び当該留め置き料全額の支払いを受けるまで、製品の発送を行わないことができるものとします。
  5. 1か月を経過しても利用者が代金を支払わない場合には、当社は、当該製品を自由に廃棄できるものとし、利用者は、これに異議がないものとします。当社が処分を行った場合には、当社は、利用者に対して、処分に要した費用と残金・手数料全額を請求することができるものとします。

## 8 製品の発送

1. 当社において入金の確認後、当社は、利用者が指定する場所へ製品を発送します。ただし、指定する場所によっては、手数料が必要な場合があります。
2. 運送人については、利用者が指定できるものとし、運送に関しての契約上の権利義務・リスク・責任については、利用者が負うものとします。

## 9 利用者による受領

1. 利用者が受領した製品が種類・数量・品質・性能・破損・故障・完全性・法令への適合性、その他の事由によって、瑕疵又は問題があったとしても、当社が自らの過失によって利用者からの注文と異なる業務委託の代行手続きをした場合を除いて、一切責任を負いません。
2. 利用者が受領した製品が種類・数量・品質・性能・破損・故障・完全性・法令への適合性、その他の事由によって、瑕疵又は問題があったとしても、当社が自らの過失によって利用者からの注文と異なる業務委託の代行手続きをした場合を除いて、既に支払われた代金・手数料に関して、返金しません。
3. 利用者は、利用者の負担で、当社に対して、中国工場等との返品・交換・修繕・損害賠償等の交渉を依頼することができるものとします。ただし、当社は、その交渉の成功を保証するものではありません。
4. 上記3.の費用・支払方法・その他条件については、別途協議するものとします。

## 10 個別業務委託の中途での終了

1. 当社は、利用者から注文を受けた後のいずれの段階においても、注文を受けた製品が上記第1章5（本サービスにおいて取り扱えない商品）1.に該当することが判明した場合には、その裁量にて、個別業務委託の中断をできるものとし、利用者は、異議を述べることができません。
2. 上記1.の場合において、当社は、前金を利用者へ返還する義務を負わないと共に、利用者に対して損害賠償を請求できるものとします。

## 第4章 商品・製品を預かっている期間内の付随サービス

本章は、輸入代行サービス中における、商品・製品を中国売主・中国工場等から受領した後商品・製品を運送会社に引き渡すまでの間の商品・製品を預かっている期間内において、利用者の委託に基づき、当社が行う商品・製品に関する付随的なサービスを規定しています。利用者が当該付随的なサービスの利用を希望する場合には、別途費用が発生します。

### 1 検品サービス

1. 当社は、上記**第2章・第3章**規定のとおり、中国売主・中国工場等から商品・製品を受領した際には、原則として受領したままの状態を利用者の指定する場所へ転送するのが原則であるところ、利用者は、その例外として、検品を委託することができるものとします。
2. 利用者は、個別売買・個別業務委託の注文と同時に、当社に対して検品を申し込むことができるものとします。
3. 検品の内容、基準については、当社が定めるものとし、利用者は、当社が定める検品の内容、基準について確認・同意の上、検品を申し込むものとします。
4. 検品の結果、当社が不良品を発見した場合には、当社は、速やかに利用者に報告するものとします。
5. 検品サービスの費用については、上記**第1章6(本サービスの手数料)**規定の通りとし、当社は、上記**第2章6(残金の支払い)・第3章7(残金の支払い)**に際して、請求し、利用者は、当該請求に従って支払うものとします。
6. 当社は、不良品・瑕疵等の問題を発見することに努めますが、全ての問題を発見することを保証するものではありません。利用者が受領した検品サービスを経た商品・製品が不良品・瑕疵を含んでいたとしても、当社は、債務不履行責任、損害賠償責任、その他一切の責任を負いません。

## 2 修繕サービス

1. 当社は、上記**第2章・第3章**規定のとおり、中国売主・中国工場等から商品・製品を受領した際には、原則として受領したままの状態を利用者の指定する場所へ転送するのが原則であるところ、利用者は、上記**1(検品サービス)**規定の検品サービスの結果、問題が見つかった場合には、その例外として、簡易な修繕を委託することができるものとします。ただし、修繕を委託することのできる対象商品・製品は当社が定めるものとします。
2. 利用者は、個別売買・個別業務委託の注文と同時に、当社に対して修繕を申し込むことができるものとします。
3. 修繕の内容、方法等については、当社が定めるものとし、利用者は、当社が定める修繕の内容、方法について確認・同意の上、修繕を申し込むものとします。
4. 修繕サービスの費用については、上記**第1章6(本サービスの手数料)**規定の通りとし、当社は、上記**第2章6(残金の支払い)・第3章7(残金の支払い)**に際して、請求し、利用者は、当該請求に従って支払うものとします。
5. 当社は、利用者の意向に従って修繕を行うことに努めますが、全ての問題がある商品・製品に関して修繕がなされ、かつ、当該修繕が十分であることを保証するものではありません。利用者が受領した商品・製品において修繕が不十分なものが含まれていたとしても、当社は、債務不履行責任、損害賠償責任、その他一切の責任を負いません。

## 3 加工サービス

1. 当社は、上記**第2章・第3章**規定のとおり、中国売主・中国工場等から商品・製品を受領した際には、原則として受領したままの状態を利用者の指定する場所へ転送するのが原則であるところ、利用者は、その例外として、商品・製品の加工を委託することができるものとします。
2. 利用者は、個別売買・個別業務委託の注文と同時に、当社に対して加工を申し込むことができるものとします。
3. 加工の内容、種別等については、別途本サービスサイトに定めるものとします。
4. 加工サービスの費用については、上記**1章6(本サービスの手数料)**規定の通りとし、当社は、上記**第2章6(残金の支払い)・第3章7(残金の支払い)**規定の残金の支払いに際して、請求し、利用者は、当該請求に従って支払うものとします。
5. 当社は、利用者の意向に沿って加工を行うよう努めますが、全ての加工が十分であることを保証するものではありません。利用者が受領した商品・製品において加工

が不十分なものが含まれていたとしても、当社は、債務不履行責任、損害賠償責任、その他一切の責任を負いません。

#### 4 留め置きサービス

1. 当社は、上記**第2章6(残金の支払い)・第3章7(残金の支払い)**規定の通り、中国売主・中国工場等から商品・製品を受領し、利用者からの残金の入金を確認された場合には、原則として直ちに利用者に対して転送するのが原則であるところ、利用者は、その例外として、一定期間、当社（中国国内）において留め置くことを依頼することができるものとします。
2. 利用者は、個別売買・個別業務委託の注文と同時に、当社に対して留め置きを申し込むことができるものとします。
3. 留め置きの方法、期間、発送の条件等については、別途本サービスサイトにて定めるものとします。
4. 留め置きの費用については、当社は、原則として月末又は留め置きが終了した期日において精算の上請求するものとし、利用者は、当該請求に従って支払うものとし、
5. 当社において請求後3日以内に、上記4.の入金を確認できない場合には、当社は、利用者に対して、入金を確認できない限り、30日経過後に商品・製品を処分する旨連絡するものとします。
6. その上で、30日を経過しても利用者が上記4.の費用を支払わない場合には、当社は、当社の裁量と選択にて、商品・製品を処分することができるものとし、利用者は、当該商品・製品に関して、一切の権利の主張及び異議申し立てをできないものとし、当社が商品の留め置きを選択した場合には、利用者は、留め置き費用を継続して支払わなければならない、当社が処分を選択した場合には、利用者は、処分費用、処分までの留め置き費用、その他当社において要した費用を支払わなければならないとします。
7. 上記6.にかかわらず、商品・製品の留め置きによって当社又は第三者に損害を与える恐れがある緊急の場合には、当社は、利用者には通知することなく、商品・製品を処分することができるものとし、その後、速やかにその旨を報告するものとし、その場合において、利用者には損害が発生した場合においても、当社は責任を負いません。
8. 上記5.6.にかかわらず、利用者が上記4.の費用を支払わない場合においては、当社は、利用者に対して、留め置いた商品・製品の返還・発送を拒むことができるものとし、それによって利用者が損害を被ったとしても、当社は一切責任を負いません。
9. 当社は、利用者の意向に沿って留め置きを行うよう努めますが、品質が維持されることその他商品・製品が中国売主・中国工場等からの受領時と同じ状態で維持されることを保証するものではありません。利用者が受領した商品・製品において毀損、劣化、腐敗その他状態に変化があった商品・製品が含まれていたとしても、当社は、債務不履行責任、損害賠償責任、その他一切の責任を負いません。
10. 利用者が留め置きを求めた商品・製品によって、当社又は第三者に損害が発生した場合には、利用者は、故意又は過失の有無にかかわらず、当社又は第三者に対して損害を賠償する義務を負います。

以上